

駅前広場の整備方針

- ・ 駅前広場の水平移動動線は、歩行者にとっての主動線を踏まえ、道路の移動等円滑化基準の歩道に従って整備する。
- ・ 歩行者の主動線上に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要であると認められる場合は、有効幅員 2 m 以上の連続した上屋を設置する。
- ・ 駅前広場のバス乗降場は、道路の移動等円滑化基準の乗合自動車停留所に従って整備する。
- ・ 駅前広場にある公衆用トイレは、障害者用駐車施設の便所に準じ整備する。

道路施設移動等円滑化基準

(便所)

第三十条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

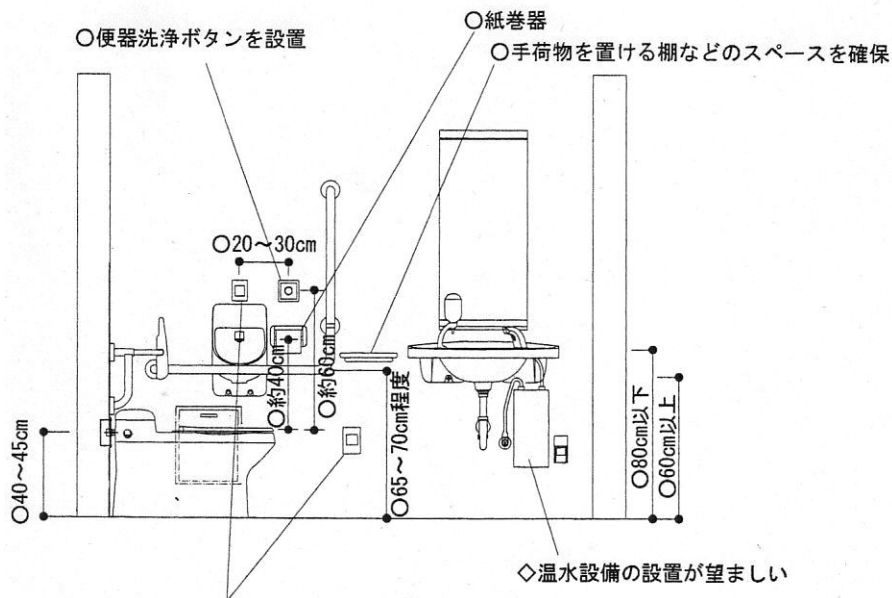
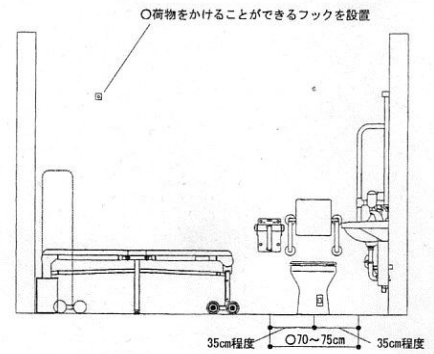
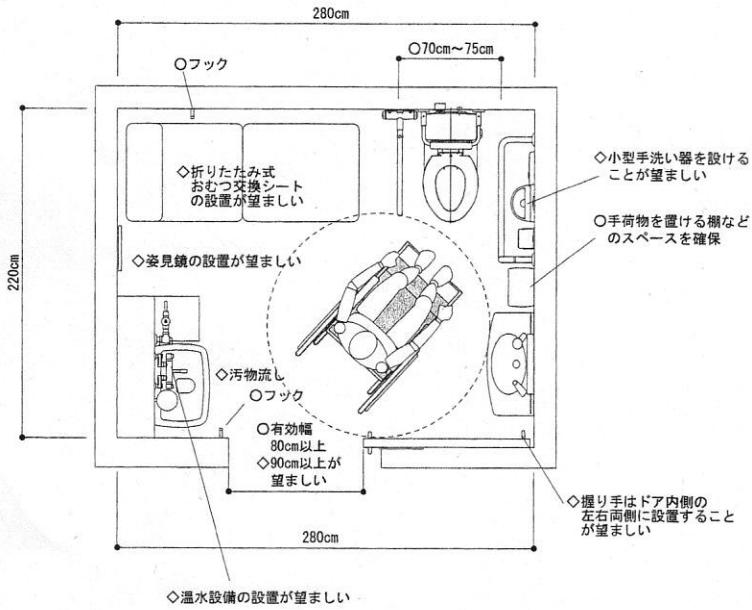
四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

多機能トイレの例 (望ましいプラン)



○呼出しボタン・非常通報器を設置
便器に腰掛けた状態・便器に移乗しない状態・床に転倒した状態
いずれかから操作できるようにするため2箇所設置した例

自由通路の整備方針

垂直移動設備

- ・ 道路にエレベーターが必要であると認められる箇所に、エレベーターを設ける。
- ・ エレベーターは、道路の移動等円滑化基準の立体横断施設に従って整備する。

道路施設移動等円滑化基準

(立体横断施設)

第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 かごの内法(のり)幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とすること。

二 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。

三 かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては八十センチメートル以上とすること。

四 かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

五 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

六 かご内に手すりを設けること。

七 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

九 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十 かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

通路

- ・ 通路の有効幅員は2 m以上とする。
- ・ 横断こう配及び縦断こう配は、原則設けない。
- ・ 二段式の手すりを両側に設け、端部には点字を貼り付けることとする。
- ・ 路面は、平たんで滑りにくいものとする。

道路施設移動等円滑化基準

(通路)

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

三 二段式の手すりを両側に設けること。

四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

六 通路の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

各施設のバリアフリー計画